

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成 29 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」から見直しを行う箇所は、以下のとおりである（基本方針の改定案は物品・役務が資料 3 - 1、公共工事が資料 3 - 3 を参照）。

なお、物品及び役務については、本年 8 月の第 1 回特定調達品目検討会において了承された本年度の見直し対象品目について、判断の基準等の見直しの可能性・必要性に関する検討を実施した。

（1）特定調達品目の追加及び削除

新規追加品目

特定調達品目として新たに以下の 3 品目を追加することとした。

- 木材・プラスチック再生複合材製品（公共工事）
- 加煙試験（役務）
- タイルカーペット洗浄（役務）

削除品目

特定調達品目から、以下の 2 品目を削除することとした。

- 蛍光灯照明器具（照明）
- 缶詰（災害備蓄用品）

（2）木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る検討

平成 18 年 4 月より前に契約された物品等の取扱

- グリーン購入法における木材・木材を原料とする製品の合法性証明の確認を不要とする措置¹について、適切な対応を図ることとした。
 - 可能な限り、合法性証明を不要とする例外的措置によらない調達を実施するために、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採された木材及び木材製品について、現存する在庫を特定し、認定する等の信憑性・信頼性を担保する措置を講ずる。
 - 現行の基本方針において経過措置を設けている対象分野・品目のうち、紙類、記録用メディア、再生木質ボード及び印刷については、当該経過措置を終了する。

¹ 平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している場合は合法性の確認を不要とする措置。

- 文具類、オフィス家具等、ベッド、製材等及びフローリングについては、平成 18 年 4 月より前に契約されたものであることを特定したものに限り、合法性の証明を不要とする。

【対象分野・品目】 下線太字が特定することにより合法性証明不要
紙類、文具類、オフィス家具等、記録用メディア、ベッド、製材等、フローリング、再生木質ボード、印刷

クリーンウッド法の施行に伴う合法性の確認

- 昨年 5 月に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」は、本年 5 月 20 日に施行されたところ。
- グリーン購入法上、合法性の証明が不要とされていた間伐材及び小径木について、クリーンウッド法上、合法性の確認が必要な丸太として取り扱うこととなったことから、同法に合わせ新たに合法性の確認を要する取扱を追加した。

(3) 分野別の見直し品目及び内容

文具類

- けい紙、起案用紙及びノートについて現行の判断の基準である「塗工量が両面で 30g/m²以下」の塗工紙の製造が漸次中止となっていることから、新たに塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を併せて適用可能とした

オフィス家具等

- 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(収納庫)について単一素材分解可能率を 90%に引き上げ

画像機器等

- プロジェクタについて固体光源(LED、レーザ等)に係る緩和措置の拡大に伴う変更(本年 8 月の新たなエコマーク認定基準²との整合)

カートリッジ等

- トナーカートリッジ及びインクカートリッジについて化学安全性に係る記載を変更(本年 8 月のエコマーク認定基準の一部改定(REACH 規則)との整合)

家電製品

- テレビジョン受信機については市場状況を勘案し、受信機型サイズが 39V 型以

² 商品類型 No.145「プロジェクタ Version2.0」

- 下のものについてエネルギー消費効率に係る判断の基準の経過措置を延長
- 電気便座についてエネルギー消費効率に係る判断の基準を変更

エアコンディショナー等

業務用エアコンディショナー（店舗・事務所用³）における冷媒の扱いについて、配慮事項から判断の基準に格上げし、GWP を 750 以下に設定

照 明

- 蛍光灯照明器具を特定調達品目から削除
- LED 照明器具を屋内照明と屋外照明に分け用途による判断の基準を設定
- 屋内で使用する LED 照明器具のエネルギー消費効率に係る判断の基準を強化
- 屋外で使用する LED 照明器具（投光器及び防犯灯）のエネルギー消費効率に係る判断の基準を新たに設定
- 電球形状のランプについて電球形 LED ランプ及び電球形蛍光ランプのみを対象として設定（LED ランプ、蛍光ランプ以外のランプは対象外）
- 電球形 LED ランプのうち、A 形かつ口金が E26 又は E17 のランプについてエネルギー消費効率に係る判断の基準を強化（省エネ法トップランナー基準に準拠）

自動車等

- 小型バスを除く乗用自動車の燃費基準に係る判断の基準を平成 32（2020）年度トップランナー基準に変更
- 乗用自動車、小型貨物車の排出ガスに係る判断の基準を平成 30 年規制（WLTC モード）に変更（JC08 モードと併用）
- 配慮事項（鉛使用量及びアイドリングストップ自動車）の削除
- バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の積極的利用について備考に記載

制服・作業服等

- 帽子について植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加
- 帽子について製品又は付属品に使用される繊維として配慮事項において竹繊維の使用を推奨

インテリア・寝装寝具

- カーテン及び布製ブラインドについてバイオベース合成ポリマー含有率に係る判断の基準の適用に関する経過措置を延長

³ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の指定製品

作業手袋

- 作業手袋について未利用繊維に係る判断の基準を追加

その他繊維製品

- 集会用テントについて植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加

設 備

- 太陽光発電システムについて環境配慮設計に係る判断の基準を追加
- 太陽光発電システム及び太陽熱利用システムについて廃棄段階において適正処理に必要な情報の開示内容の明確化
- 太陽光発電システム及び太陽熱利用システムについて使用済製品の回収、再使用・再生利用システムの構築、適正処理システムの構築の配慮事項への追加
- 太陽光発電システム及び太陽熱利用システムについて重金属等有害物質の使用回避又は使用削減について配慮事項に明記
- 太陽光発電システムについて調達を行う各機関に対し、太陽光発電システムの導入に当たって蓄電システムの導入可能性の検討を求めるとともに、使用済み製品の撤去・廃棄に当たっての留意事項（再使用・再生利用、性状等に応じた適正処理）を備考に記載
- 日射調整フィルムについて年間を通じた環境負荷に関する情報開示を追加

災害備蓄用品（食品）

- 缶詰を特定調達品目から削除

災害備蓄用品（生活用品・資材等）

- 作業手袋及びテントについて当該品目に係る判断の基準等の変更に伴う見直し

公共工事

- 「木材・プラスチック再生複合材製品」を特定調達品目として追加

役 務

- 「加煙試験」を特定調達品目として追加
- 「タイルカーペット洗浄」を特定調達品目として追加
- 食堂について食品廃棄物削減のため提供する料理量の調節を配慮事項に追加
- 清掃について調達する各機関に対し、床維持剤の剥離洗浄廃液等清掃作業に伴う廃液の適正処理のために必要な措置を講ずるよう備考に記載

- 輸配送、旅客輸送及び引越輸送について環境保全のための仕組み・体制整備を判断の基準として追加
- 輸配送について再配送削減のための取組を配慮事項に追加
- 飲料自動販売機設置についてカップ式自動販売機に設定されていたフロン類の使用に係る経過措置を削除

2. その他の見直し対象品目について

上記 1 に示した以外の平成 28 年度の見直し対象品目に係る点検結果及び対応は、下表のとおりである。

分野	品目	点検結果及び対応
自動車等	2サイクルエンジン油	現行の判断の基準等の見直し等の必要性、新たな評価項目に係る基準等の設定等について検討したところであるが、国等の機関における 2 サイクルエンジン油の調達量は必ずしも多くないことも踏まえ、現段階において見直しは実施しないこととした
消火器	消火器	現行の判断の基準を満たす製品の市場占有率は年々高まってきたところであるが、消火器については、使用済み製品の回収、再利用・再生利用のシステムが確立しており、新たな環境負荷低減に係る具体的な項目又は技術等が設定できないことから、現段階において見直しは実施しないこととした
設備	燃料電池	現行の判断の基準等の見直し等の必要性、新たな評価項目に係る基準等の設定等について検討したところであるが、国等の機関における燃料電池の調達量は必ずしも多くないことから、燃料電池の一層の普及を図る観点から、現段階において見直しは実施しないこととした
役務	自動車専用タイヤ更生	自動車専用タイヤ更生に係る新たな環境負荷項目や環境負荷低減技術等について検討したところであるが、具体的な項目又は技術等が確認できないことから、現段階において見直しは実施しないこととした
	自動車整備	自動車整備に係る新たな環境負荷項目や環境負荷低減技術等について検討したところであるが、具体的な項目又は技術等が確認できないことから、現段階において見直しは実施しないこととした